

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（豊島区決定）

都市計画東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.2ha				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	防災道路B路線	幅員6.0m〔6.0m〕、延長約 55m		拡幅整備
			特別区道41-680	幅員3.1~3.3m〔6.0m〕、延長約 50m		拡幅整備
	特別区道41-770		幅員6.0m〔6.0m〕、延長約 15m		拡幅整備	
広 場		広場1号	約 60㎡			
建築物の整備		建築面積	延べ面積〔容積対象面積〕	主要用途	建築物の高さの限度	備考
		約 900㎡	約 13,400㎡ 〔約 10,200㎡〕	住宅、駐車場	GL+70m (GL=TP+25.5m)	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 1,600㎡	<ul style="list-style-type: none"> 道路から壁面の位置を2.0m後退し、歩道状空地を確保する。 敷地の南側にまとまった広場（約100㎡）を確保する。 			
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考	
			約 130戸	約9,200㎡		
備 考		地区計画区域及び高度利用地区内にあり。				

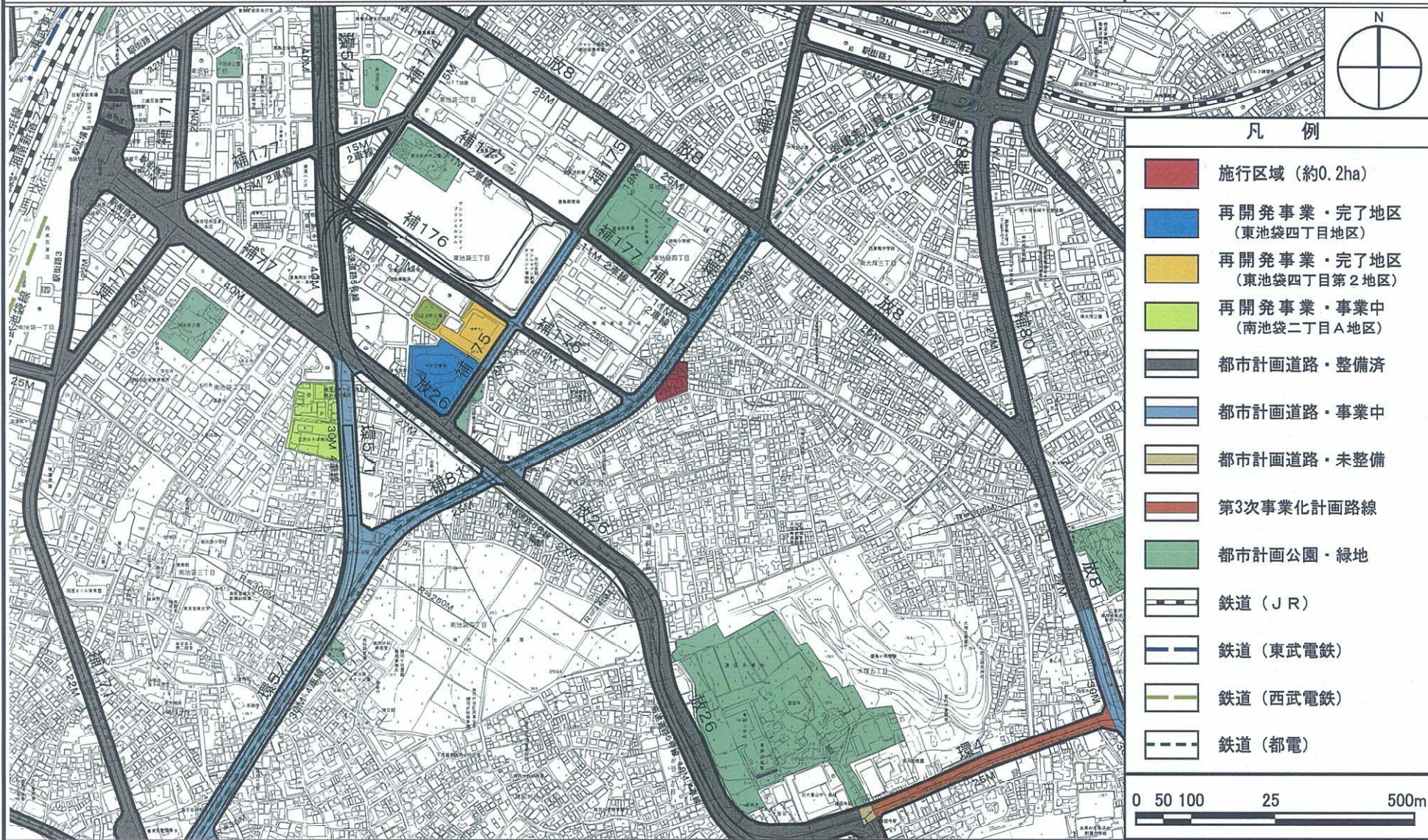
「施行区域、公共施設の位置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：木造密集市街地の街区再編による都市基盤の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることによりオープンスペースを創出し、地域の安全性、防災性の向上および良好な市街地形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業

総括図 (位置図)

[豊島区決定]



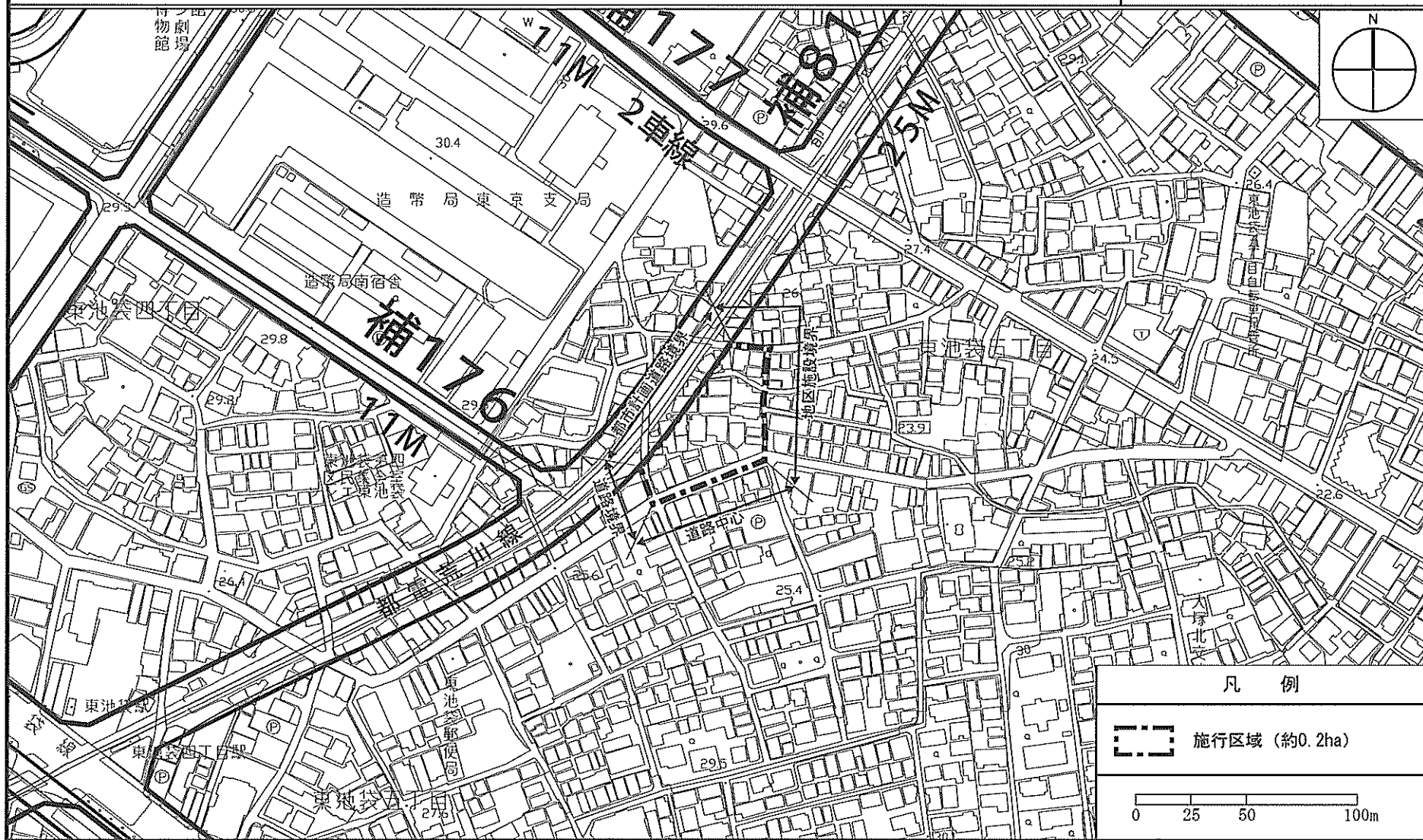
凡例

- 施行区域 (約0.2ha)
- 再開発事業・完了地区 (東池袋四丁目地区)
- 再開発事業・完了地区 (東池袋四丁目第2地区)
- 再開発事業・事業中 (南池袋二丁目A地区)
- 都市計画道路・整備済
- 都市計画道路・事業中
- 都市計画道路・未整備
- 第3次事業化計画路線
- 都市計画公園・緑地
- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (東武電鉄)
- 鉄道 (西武電鉄)
- 鉄道 (都電)



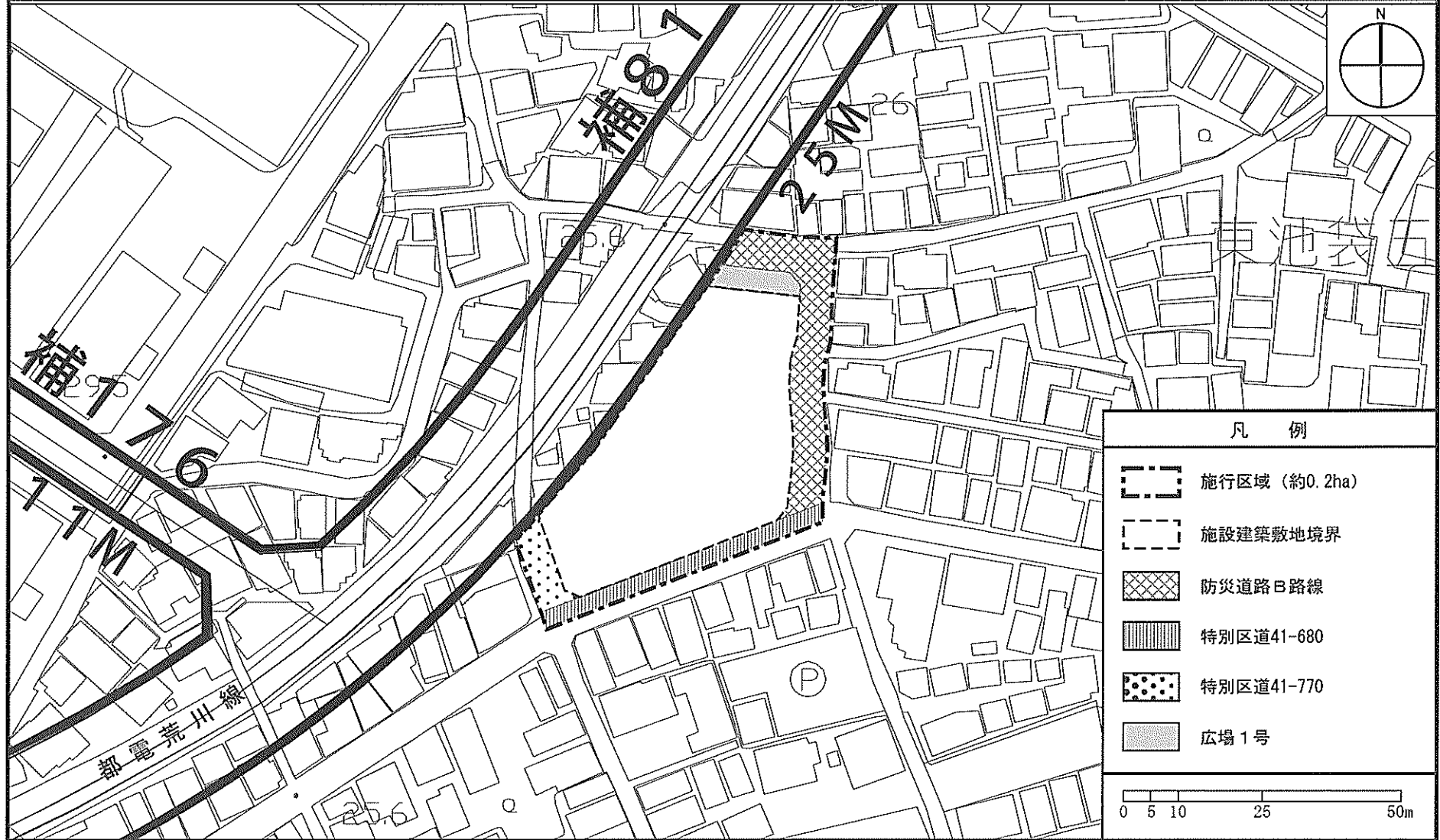
東京都市計画第一種市街地再開発事業
東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 (施行区域) [豊島区決定]



東京都市計画第一種市街地再開発事業
 東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図2 (公共施設の配置及び街区の配置) (豊島区決定)



東京都市計画第一種市街地再開発事業
東池袋五丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図3 (建築物の高さの限度図) [豊島区決定]

